

政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会ヒアリング

(労働安全衛生総合研究所)

説 明 資 料

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部

平成21年9月10日

I 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の概要について

- 1 発 足 平成18年4月1日に（独）産業安全研究所と（独）産業医学総合研究所が統合して設立
※（独）産業安全研究所は昭和17年に厚生省産業安全研究所として設立
（独）産業医学総合研究所は昭和24年に労働省けい肺試験室として設立
- 2 規 模 役員 5名（理事長 1名、理事 2名、監事 2名（うち1名は非常勤））
職員 109名（平成21年9月1日現在）
- 3 所 在 地 東京都清瀬市（本部）、神奈川県川崎市（登戸地区）
- 4 特 徴（1）労働安全衛生分野を総合的にカバーする我が国唯一の研究機関
※ 米国の国立労働安全衛生研究所（NIOSH：National Institute for Occupational Safety and Health）、英国の国立安全衛生研究所（HSL：Health and Safety Laboratory）に相当
（2）唯一の行政ミッション型研究機関
※ 安衛法関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等を収集
- 5 業 務 概 要（1）事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究の実施
（2）労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第96条の2第1項に規定する調査及び同条第2項に規定する立入検査の実施

Ⅱ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の事務・事業の見直し内容について

1 労働安全衛生研究の総合化と研究成果の活用促進

(1) 労働安全衛生研究に必要なデータ等の取得範囲の拡大

独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構の統合（平成22年度末までに措置予定）に伴い、労働安全衛生に係る研究業務等の一層の総合化を図るため、独立行政法人労働安全衛生総合研究所が実施している研究の実施に際し、独立行政法人労働者健康福祉機構が有する労災疾病に係る臨床研究データ等を活用できるようにする。

具体的には、独立行政法人労働安全衛生総合研究所が実施している腰痛、振動障害、メンタルヘルス及び石綿対策等の研究について、独立行政法人労働者健康福祉機構が実施している労災疾病等の臨床研究との連携を推進することとする。

(2) 研究成果の活用促進に向けた取組の実施

独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構の統合（平成22年度末までに措置予定）に伴い、独立行政法人労働安全衛生総合研究所の研究成果や技術指針等について、これまで行ってきたホームページ等による周知に加え、独立行政法人労働者健康福祉機構の都道府県産業保健推進センターを活用することにより、産業医や衛生管理者等といった実際の労働現場で労働安全衛生に携わる関係者に周知し、その活用を促進することとする。

2 労働現場における安全と衛生の一層の向上に資する研究の推進

独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構の統合（平成22年度末までに措置予定）に伴い、行政ミッション型研究所としての性格をより一層明確にするため、労働安全衛生関係法令等の改正の基礎となる科学的知見を得ることをはじめ、これまで以上に現場ニーズや労働災害の発生状況、要因等の把握に務め、労働現場における安全と衛生の一層の向上に資する研究を行うことができるよう、現場ニーズや労働災害の発生状況、要因等の把握方法等の充実を図るとともに、研究課題の選定方法及び研究の評価方法等について見直しを行うこととする。

3 他の研究機関で実施している重複研究課題等の排除のための措置

平成19年度から学識経験者、労働現場、医療現場、一般国民、行政等の事情に詳しい多方面の専門家からなる外部評価委員会を開催し、他の研究機関において研究体制の整備や研究実績の集積等が見られるものでないかも含め事前評価等を実施し、重複研究課題の排除、研究内容の精査に努めている。